

地方単独事業に係る国民健康保険の減額調整措置の見直しを求める意見書

今国会において「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、国は人口減少対策や医療費抑制などの観点から、子ども医療のあり方に関し有識者による総合的な検討の場を設置し、来年の夏頃までに一定の考え方をまとめるとしている。

国保の財政基盤の強化や都道府県による財政運営に向けて具体的な改革作業が始まるにあたり、地方単独事業に係る国庫負担調整措置の見直しなどが今後の検討課題とされたところである。

高山市では、単独事業として子ども医療費の助成制度の拡充などに取り組み、義務教育期間は医療機関における窓口負担を無料としているが、国は同じように多くの自治体が実施する単独の医療費助成制度の波及増を理由として国庫負担金の減額調整措置を行っている。

この措置は30年も前に創設された古い制度であり、地方創生の観点からも時代に即した見直しを行う時期に来ていると考える。

よって国におかれては、国庫負担調整措置の見直しを行うよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月19日

高山市議会